

令和7年度(2025年度)財務ハイライト

最近10年間の主要経営指標の推移

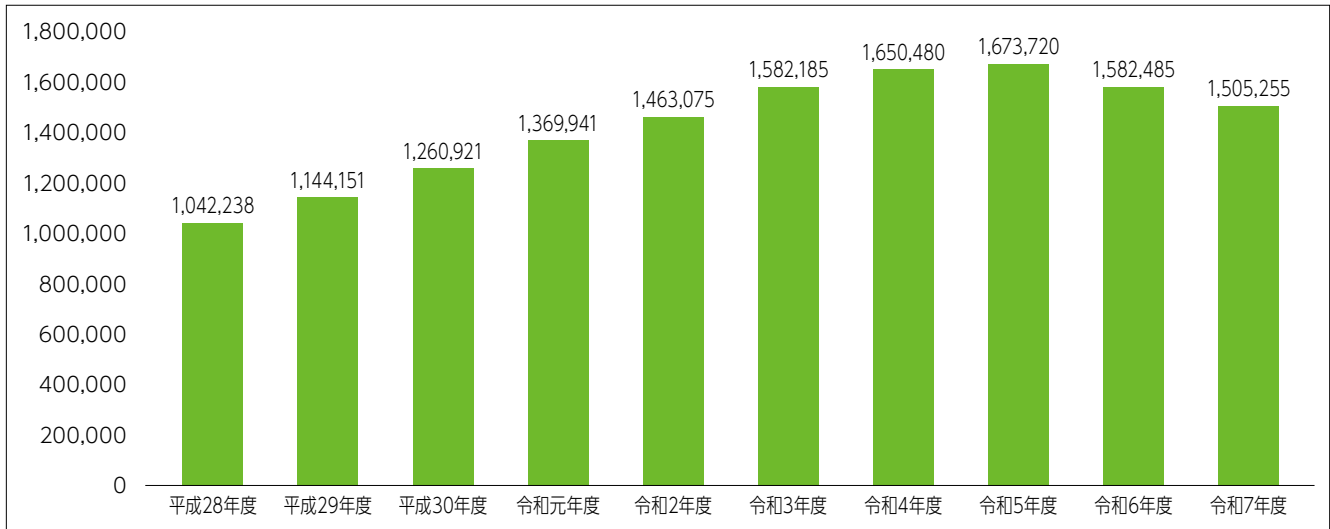
(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
預金積金残高	1,042,238	1,144,151	1,260,921	1,369,941	1,463,075	1,582,185	1,650,480	1,673,720	1,582,485	1,505,255
貸出金残高	476,861	514,635	542,328	605,284	676,230	704,989	707,033	686,803	703,985	681,946
有価証券残高	309,024	357,866	376,220	367,195	407,717	441,230	299,213	268,049	243,604	280,147
純資産額	54,822	65,748	75,215	73,942	93,315	98,731	104,004	123,897	133,722	156,645
総資産額	1,106,510	1,222,178	1,346,257	1,454,659	1,568,010	1,692,541	1,764,955	1,811,823	1,729,992	1,680,373
コア業務純益 ^(注)	9,888	11,303	12,605	14,411	17,407	16,991	16,896	15,790	16,191	16,346
経常利益	9,702	15,010	13,277	12,272	13,021	14,134	10,657	16,043	17,122	21,449
当期純利益	6,883	10,785	9,671	8,763	9,485	10,197	7,888	11,874	12,462	15,604
自己資本比率	9.34%	9.87%	10.62%	10.34%	10.79%	11.19%	12.19%	14.08%	17.11%	18.16%

(注) コア業務純益は、国債等の債券売却損益や一般貸倒引当金繰入などの特殊な要因による影響を除いた、信用金庫の実質的な収益力を示す収益指標です。

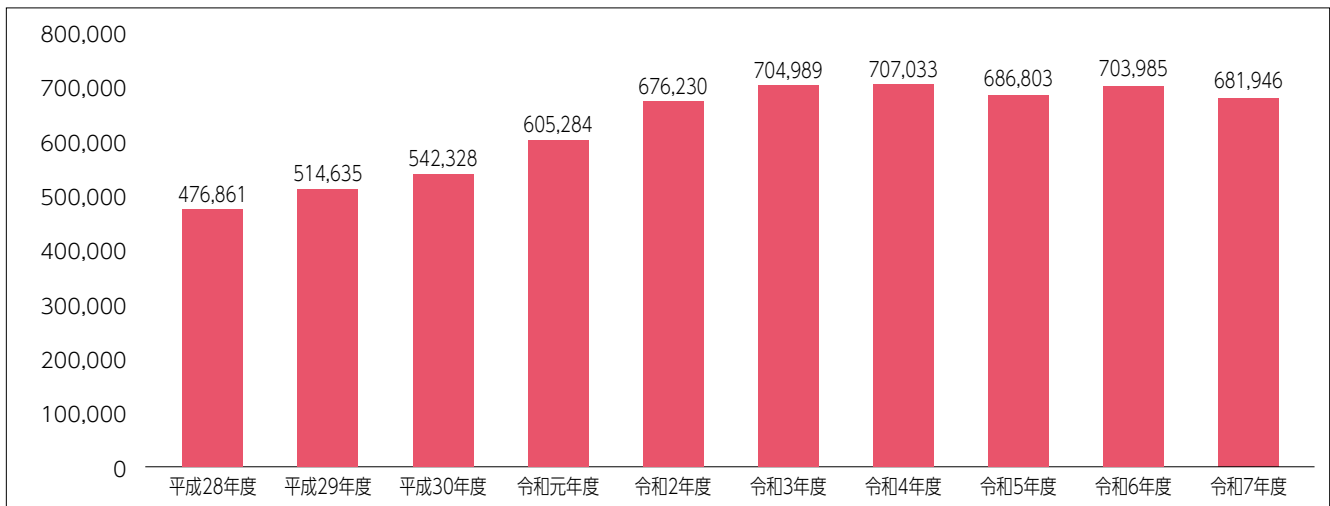
預金積金残高推移

(単位:百万円)



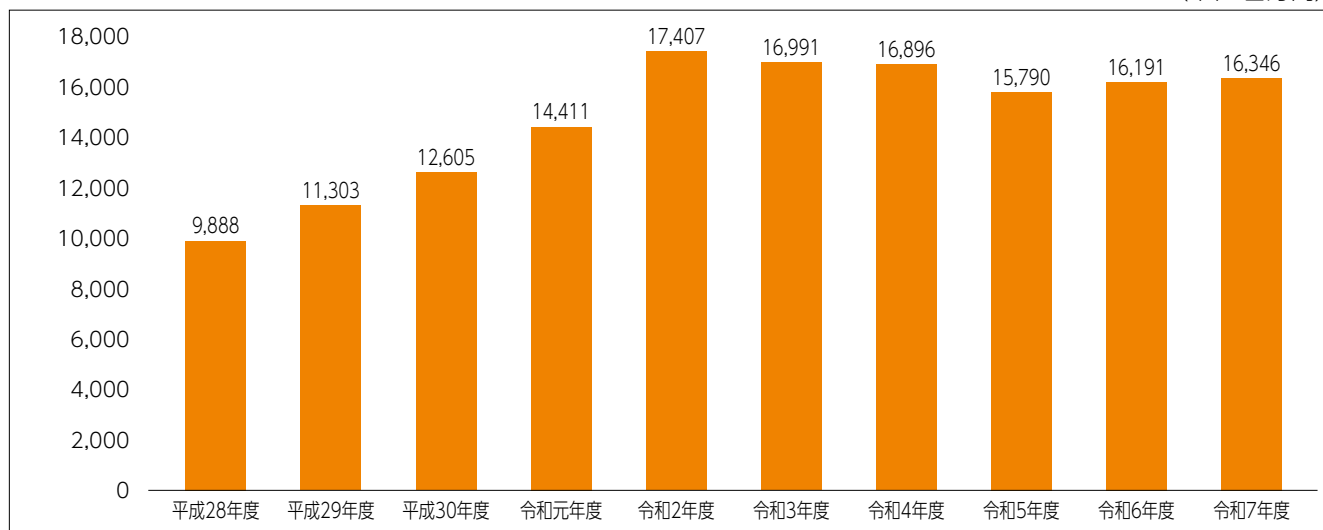
貸出金残高推移

(単位:百万円)



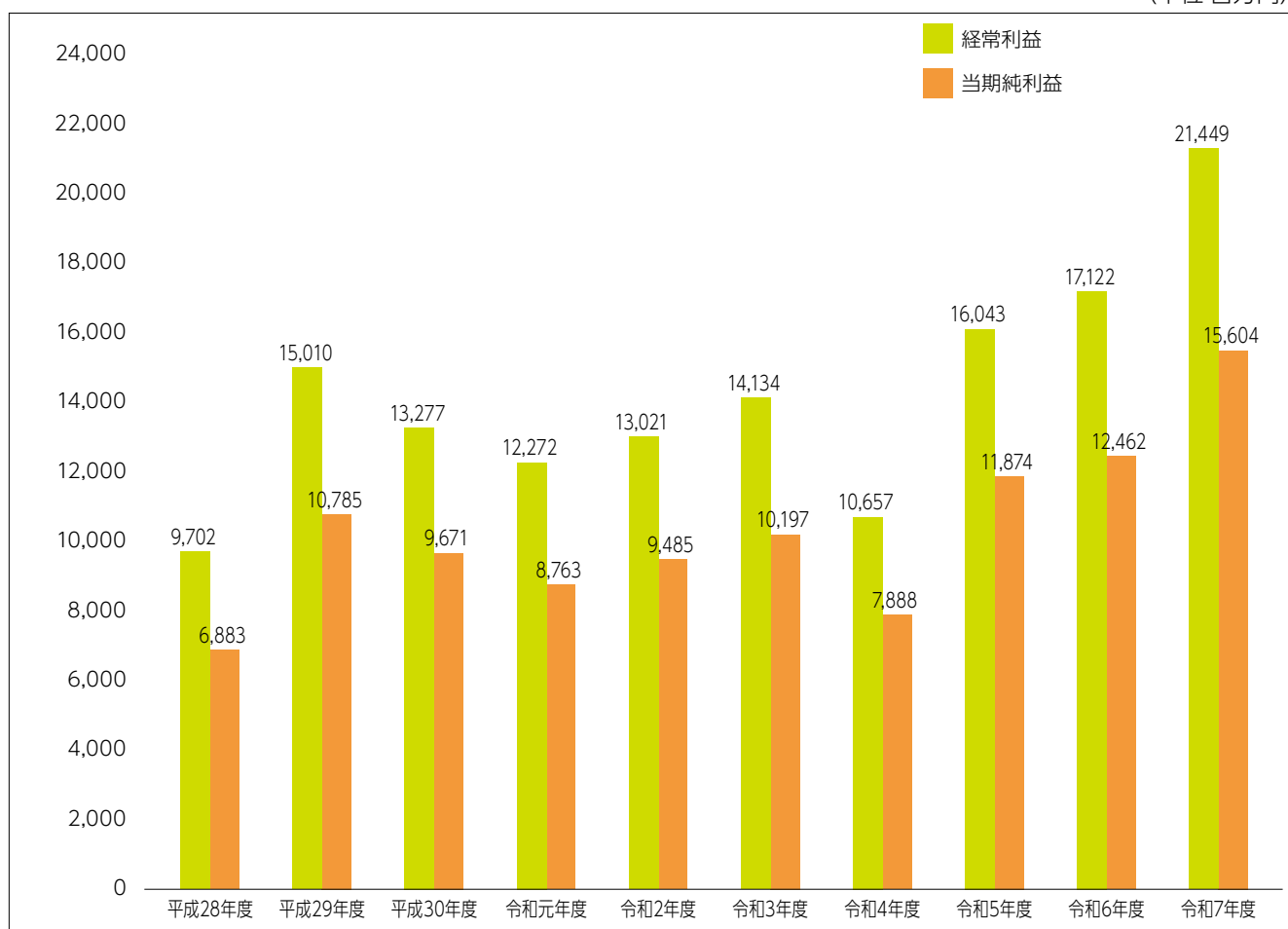
コア業務純益の推移

(単位:百万円)



経常利益・当期純利益の推移

(単位:百万円)



◆収益面では、有価証券売買損益やPEファンド（未上場株への投資ファンド）からの収益などにより、経常利益は令和6年度に比べて43億円増加の214億円となりました。当期純利益も令和6年度に比べて31億円増加の156億円となりました。（有価証券評価損益は115億円の評価益を確保しております。）

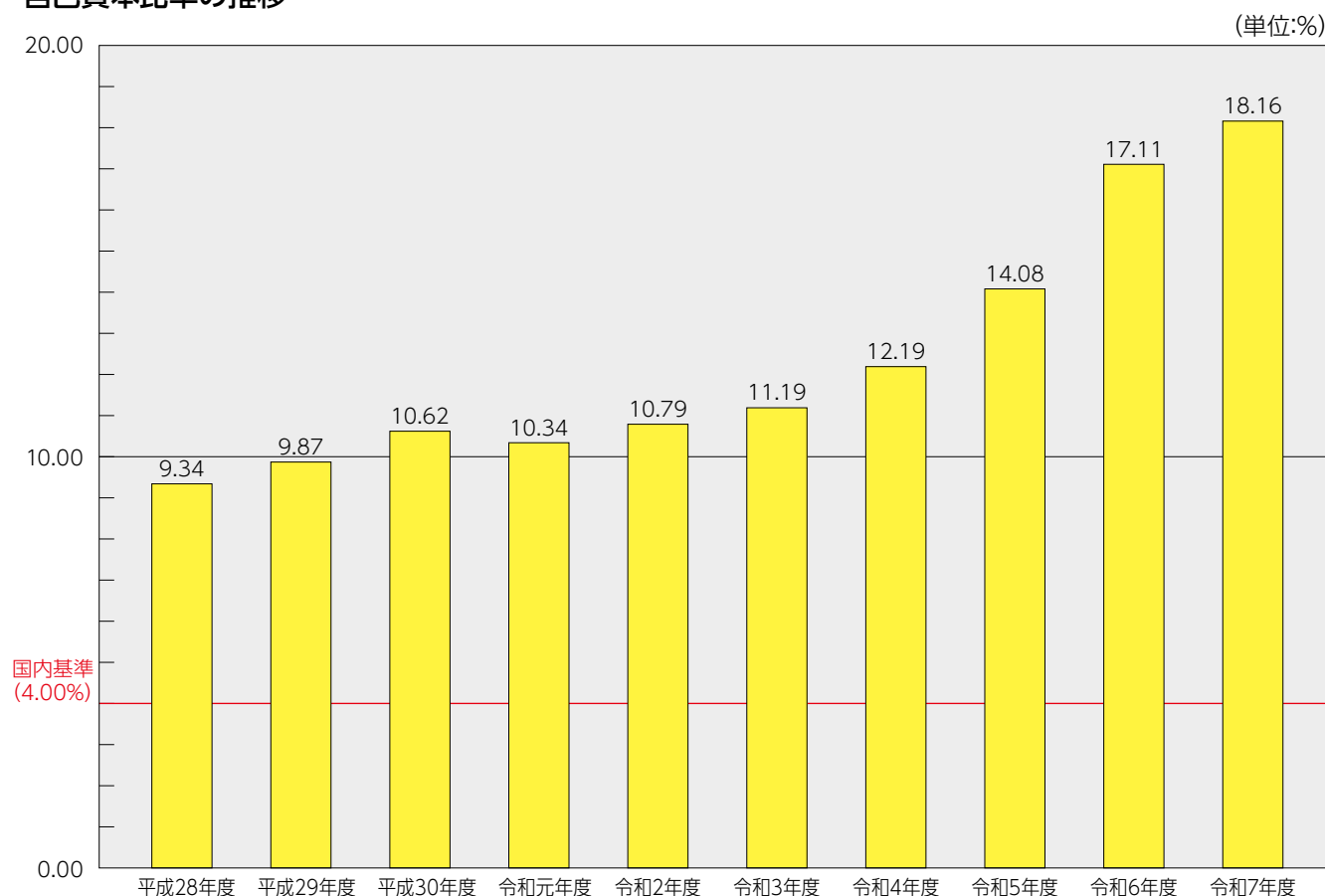
自己資本比率の状況

当金庫の自己資本比率は18.16%（前期比1.05ポイント上昇）で、自己資本を充実させております。

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。当金庫のような国内業務のみを行っている地域金融機関は、「4.00%」以上の自己資本比率を維持することを求められています。（国内基準）

当金庫の自己資本比率は、18.16%と国内基準の4倍以上となっており、健全性・安全性が高いことを示していることから、安心してお取引いただけるものと確信しています。

自己資本比率の推移



(単位:百万円)

項 目		令和7年度
自己資本額	コア資本に係る基礎項目 (イ)	150,500
	コア資本に係る調整項目 (ロ)	296
	計 (イ) - (ロ) (A)	150,203
リスク・アセット等	信用リスク・アセットの額 (ハ)	786,536
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (ニ)	40,440
	計 (ハ) + (ニ) (B)	826,977
自己資本比率 = $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		18.16%

金融再生法に基づく資産査定並びに保全状況

資産の健全性を高めて経営体質の強化を図るため、不良債権の発生防止に努めるとともに、厳格な自己査定に基づき適正な引当処理を行っています。

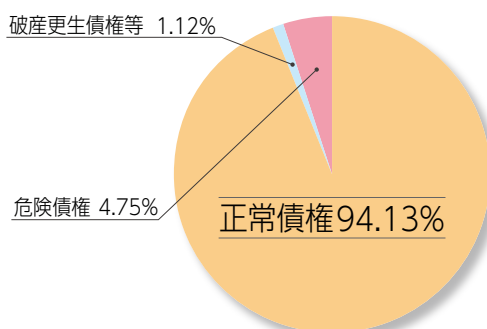
金融再生法開示債権比率は5.87%（正常債権94.13%）となっており、内訳は破産更生債権等1.12%、危険債権4.75%です。これらに対して担保・保証等27,474百万円、貸倒引当金6,563百万円を充当し、84.98%の高い保全率を維持しております。

金融再生法上の不良債権と保全・引当金状況

(単位:百万円)

区 分	令和7年度
金融再生法上の不良債権	40,053
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,646
危険債権	32,407
要管理債権	-
保全額	34,038
貸倒引当金	6,563
担保・保証等	27,474
保全率	84.98%
正常債権	642,464

金融再生法上の不良債権の比率 (令和7年度)



金融再生法開示債権の説明

- 金融再生法基準は貸出金以外に、債務保証・外国為替・仮払金・未収利息を含み、債務者の状況によって区分されます。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。